⑽　本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　総価契約単価合意方式の適用

ア　本建設工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、工事の契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本建設工事において合意した単価等を使用するものとする。

ウ　本方式の実施方式としては、

㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

エ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

オ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑿　本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、技術提案の範囲は対象としない。

⒀　本建設工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⒂　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

⒃　本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

⒄　本建設工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒅　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒇　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する対象工事である。

(21)　本工事は、月単位の週休２日による施工を指定する工事である。なお、月単位の週休２日が達成出来ない場合においても、通期の週休２日による施工を行わなければならない。

(22)　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

また、本技術協力業務の契約締結日までに、北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうちの１社（下記⑺の設計技術者を配置する社）が、本技術協力業務の契約締結日までに、北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成21年４月１日から公示開始日までに完成・引渡が完了した、次の①の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成16年４月１日から公示開始日までに完成・引渡しが完了した、次の②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　河川管理施設等構造令（以下「構造令」という）第２章の規定に基づくコンクリートダムで、高さ30m以上のダム建設工事（ダム再開発を含む。）（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

②　高さ15m以上の河川横断工作物（ダム、砂防堰堤等）の建設工事（再開発を含む。）

なお、水門工事は除く。（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の同種工事の実績として評価対象とする。また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　技術提案が適正であること。